

～以下の3つの支援策を是非ご活用ください！～

答申で「時間額 820円(28円引上げ)」と示され、最短発効予定日は「令和3年10月8日(金)」です。

## 1. 業務改善助成金

中小・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資などを行った場合にその費用の一部を助成するものです！

- ① 対象事業場：「事業内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**30円以内**」、「事業場規模**100人以下**」の2つの要件を満たす事業場（助成率：費用の「**8割～9割**」）
- ① 年度内に**2回**まで申請ができます！  
⇒ 例：最低賃金額の引上げ前（現行792円）と引上げ後（審議会答申通りであれば10月8日に820円の予定）に申請する等の方法があります。
- ③ 最大**600万円**の助成が受けられます！
- ④ 設備投資の範囲として生産性向上に資する**自動車やパソコン**等も補助対象となります！
- ⑤ 交付申請期限は**令和4年1月31日**まで（予算がなくなり次第終了）！
- ⑥ 申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPまで！  
⇒<コールセンター> 8:30～17:15（平日のみ）

【電話番号】**03-6388-6155**

⇒<厚生労働省HP>

[業務改善助成金](#)

検索

[沖縄労働局のホームページ](#)



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukiun/zieyonushi/shienigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/zieyonushi/shienigyou/03.html)

## 2. 雇用調整助成金の特例措置等

- ① 雇用調整助成金等について、**11月末**までは感染が拡大している地域・特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、**助成率は最大10割**を確保する予定！
- ② 業況特例又は地域特例の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を**令和3年7月16日**以降に一定額以上引き上げる場合、**10月から12月**までの間、**休業規模要件を問わずに助成金を支給**します！
- ③ 申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPまで！  
⇒<コールセンター> 9:00～21:00（年中無休）

【電話番号】**0120-60-3999**

⇒<HP>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/page1\\_07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page1_07.html)



## 3. 中小企業等事業再構築促進事業

- ① 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等に対して、**最大8,000万円**の補助金が出ます！
- ② 特に最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上いれば、補助率が引き上げられ、補助金が受けやすくなります！
- ③ 第3回公募の申請受付は**8月30日**から開始しており、締切りは**9月21日（火）**です。（さらに2回程度の公募を予定）
- ④ 詳しくはコールセンター又は補助金事務局HPまで。  
⇒コールセンター 9:00～18:00(日祝日を除く)

<ナビダイヤル>**0570-012-088** <IP電話用>**03-4216-4080**

⇒<補助金事務局HP>

<https://iigyousaikouchiku.go.jp/>

【経済産業省/中小企業庁】





令和3年8月から

# 「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

## 変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※2)  【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。  
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限りです。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】 平日8:30～17:15      【電話番号】 03-6388-6155

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県労働局に提出  
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施



労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】 各都道府県日本政策金融公庫

## ～業務改善助成金の活用事例～

**業務改善 事例1** 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県      【従業員数】26人      【事業内容】建築物清掃業  
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。  
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



導入前

導入後



役員

**さらなる工夫**  
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

**実施内容** 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

**成果** 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

**助成金活用のきっかけ** インターネットで、活用可能な助成金を検索

**業務改善 事例2** テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県      【従業員数】9人      【事業内容】飲食業  
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。  
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



導入前

導入後



代表者

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

**さらなる工夫**  
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

**実施内容** テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

**成果** 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

**助成金活用のきっかけ** インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

# 業務改善助成金業種別事例集（医療・福祉編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。  
具体的な業種別の導入事例として、今回は「医療・福祉」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

## 福祉車両

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

利用者の送迎に多くの時間がかかり、複数の従業員で対応しなければならなかった。



#### ○導入後

利用者が車椅子に乗ったまま乗降することが可能となり、送迎にかかる人員の削減や全体の送迎時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
引き上げリフト付き福祉車両	通所介護事業 児童福祉事業 等	計9事業場
スロープ付き福祉車両	通所介護事業 等	計6事業場
大人数送迎可能福祉車両	居宅介護事業 等	計2事業場

## 歯科用チェアユニット

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

給水管などの清掃に時間がかかり、場合によっては設備の分解や診察毎に清掃を行っていたため、作業効率が悪かった。



#### ○導入後

自動清掃機能などにより、給水管などの清掃時間が短縮され、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
チェアユニット (清掃機能付など)	歯科診療所 5	計9事業場

**【生産性向上の効果】**

○導入前

利用者の移乗や起き上がり補助を複数名で行う場合が多くあり、効率的に作業を進めることが困難であった。



○導入後

ベッドの高さ調節などが可能になったことで、1人でスムーズに作業を行うことが可能となり、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
電動式ベッド (調節機能付)	通所介護事業 整体院	計6事業場
ウォーターベッド型 マッサージ器	通所介護事業 整体院	計4事業場

**その他**

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
受発注機能付きシステム 診療予約管理システム 等	障害者福祉事業 医療業 等	計23事業場
食器洗浄機 治療器具洗浄機	保育園 歯科診療所	計6事業場
POSレジシステム 自動釣銭機	歯科診療所 整体院 等	計6事業場
レントゲン装置 CT設備	歯科診療所	計5事業場
改修等における レイアウト変更	歯科診療所 障害者就労施設 放課後デイサービス	計4事業場

# 業務改善助成金業種別事例集（卸売業・小売業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

具体的な業種別の導入事例として、今回は「卸売業・小売業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

## POSレジシステム、自動釣銭機等

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



#### ○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	玩具小売、 自転車販売、 食料品小売業 等	計8事業場
自動釣銭機	日用品・雑貨・園芸等 小売、 一般食品小売	計5事業場

## フォークリフト・特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

荷物の運搬や積み下ろし作業に時間がかかっていた。



#### ○導入後

一度に大量の重量物等を運ぶことができ、作業時間が短縮した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
フォークリフト	農業機械・自動車部 品卸売業、 建設資材卸売業	計2事業場
運搬用冷凍車	食肉卸売業	1事業場

## 【生産性向上の効果】

## ○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



## ○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
ミキサー	菓子・パン小売業 等	計3事業場
焙煎機	自家焙煎コーヒー豆販売	1事業場
食品裁断機	菓子・パン小売業	1事業場

## その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
食品卸売システム、 会計・仕入・販売システム、 顧客管理システム等	食肉卸売業、 農産物資材卸売業、 食料品小売業 等	計36事業場
受発注機能付きホームページ	花・植木小売業、 珈琲喫茶店 等	計4事業場
経営コンサルタント	中古機器販売、 自動車小売	計2事業場
人材育成・教育訓練	調剤薬局 等	計2事業場
真空包装機	茶類小売業	1事業場

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。  
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「宿泊業、飲食サービス業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

## 調理器具類

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



#### ○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
スチームコンベクションオーブン	ホテル業 飲食業 居酒屋 等	計10事業場
食材スライサー	すし屋 鉄板焼き屋	計4事業場
業務用製氷機	飲食業	計2事業場

## POSレジシステム、自動釣銭機等

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



#### ○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	飲食業 喫茶店 ラーメン店 等	計9事業場
自動釣銭機 券売機	飲食店	計4事業場

## 洗浄機（食器洗浄機）

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

手作業で食器を洗浄していたため、作業効率が悪く時間がかかっていた。



#### ○導入後

食器の洗浄にかかる時間が大幅に短縮し、作業効率の向上を図ることができた。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
食器洗浄機	飲食業 配達飲食サービス業 ホテル業 ラーメン店 等	計11事業場
全自動鉄板洗い機	飲食業	1事業場

## その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
管理システム、 オーダーシステム 給与システム 等	飲食店	計24事業場
業務用冷凍庫 業務用冷蔵庫 温蔵庫 等	そば店 中華料理店 フレンチ料理店 日本料理店 等	計10事業場
改修等による レイアウト変更	飲食店 旅館業 等	計6事業場
人材育成	飲食業	1事業場
ベルトコンベア	飲食サービス業	1事業場

## 申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。  
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「生活関連サービス業・娯楽業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

## 美容器具・施術器具類

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

既存の機械では仕上がりにムラがあり、施術時間が長くなっていた。



#### ○導入後

施術時間の短縮に加え、高品質なサービスを提供でき、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
脱毛器	理容業 美容業 エステティック業	計7事業場
デジタルパーマ スチーマー類	美容業	計3事業場
育毛器	美容業	1事業場

## シャンプーユニット

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

利用者の体勢の調節作業が非効率的であるだけでなく、ユニットの台数が少なく待ち時間も生じてしまい、施術時間が長くなっていた。



#### ○導入後

状況に応じて高さ調節や角度調節などが可能になり、ユニットの台数も増え、施術時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
シャンプーユニット (調節機能付)	理容業 美容業	計10事業場

## 【生産性向上の効果】

## ○導入前

洗濯するものによって乾燥に要する時間が異なるため、作業時間が長くなっていた。



## ○導入後

乾燥後の仕上がりが良く、作業時間が短縮したことで、全体の作業効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
業務用乾燥機	美容業 クリーニング業 洗濯業	計3事業場
業務用洗濯乾燥機	美容業	1事業場

## その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
経営ソフト 顧客管理システム オーダーシステム 等	美容業 エステティック業 カラオケボックス店 等	計16事業場
POSレジシステム	美容業	計4事業場
教育研修費用	美容業	計2事業場
集球設備	ゴルフ練習場	1事業場
平型包装機	クリーニング業	1事業場

# 業務改善助成金業種別事例集（製造業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。  
具体的な業種別の導入事例として、今回は「製造業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

## 調理器具類

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

手作業で食品を加工、計量、製造していたため、製品の出来具合にばらつきが生じていた。また、人員を多く割く必要があり、作業効率が悪かった。



#### ○導入後

出来具合にばらつきがなくなり、作業時間を削減することができた。また、人員を削減することができ、他の業務に回すことが可能となったことで作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
原料充填機 (ケーキ生地、ジャムなど)	パン・菓子製造業 等	計5事業場
食材カッター 食材皮剥き機	冷凍調理食品製造業	計3事業場
パン発酵機	パン・菓子製造業	計2事業場

## 包装機

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

包装を手作業で行っていたため、製品の出来具合にばらつきがあり、作業時間が長くなっていった。また、一度に生産できる量も限られていたため、作業効率が悪かった。



#### ○導入後

均一な仕上がりが実現し、一度に多くの量を生産することができるようになったことで、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
シュリンク包装機	印刷・同関連業 化学工業	計2事業場
菓子個包装機械	パン・菓子製造業	1事業場

**【生産性向上の効果】**

○導入前

既存の設備では十分な冷凍が行えず、食材や製品の状態によって処理作業が生じていた。



○導入後

十分な冷凍が行えるため、保存中の食材や製品の品質が改善され、処理作業が軽減され作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
冷凍庫	食料品製造業 水産食料品製造業	計3事業場
冷凍冷蔵庫	パン・菓子製造業	1事業場

**その他**

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
経理システム 工程管理システム 生産管理システム 等	外衣・シャツ製造業 金属製品製造業 等	計22事業場
フォークリフト 特種用途自動車類 (それに準ずるもの含む。)	豆腐・油揚製造業 はん用機械器具製造業 等	計4事業場
改修等による レイアウト変更	繊維工業 電子部品製造業	計4事業場
ベルトコンベア	プラスチック製品製造業 製茶業 等	計3事業場
ミシン	繊維製品製造業 等	計3事業場

# 最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

## 概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

## 対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

（例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象）

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1 / 40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

## 申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

## お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

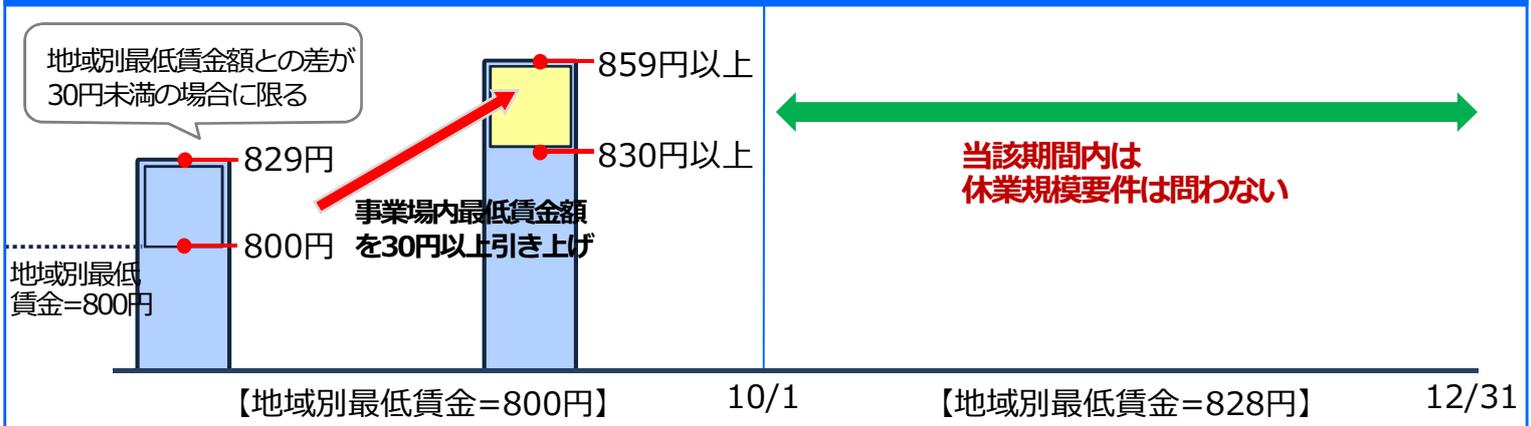


LL030806企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

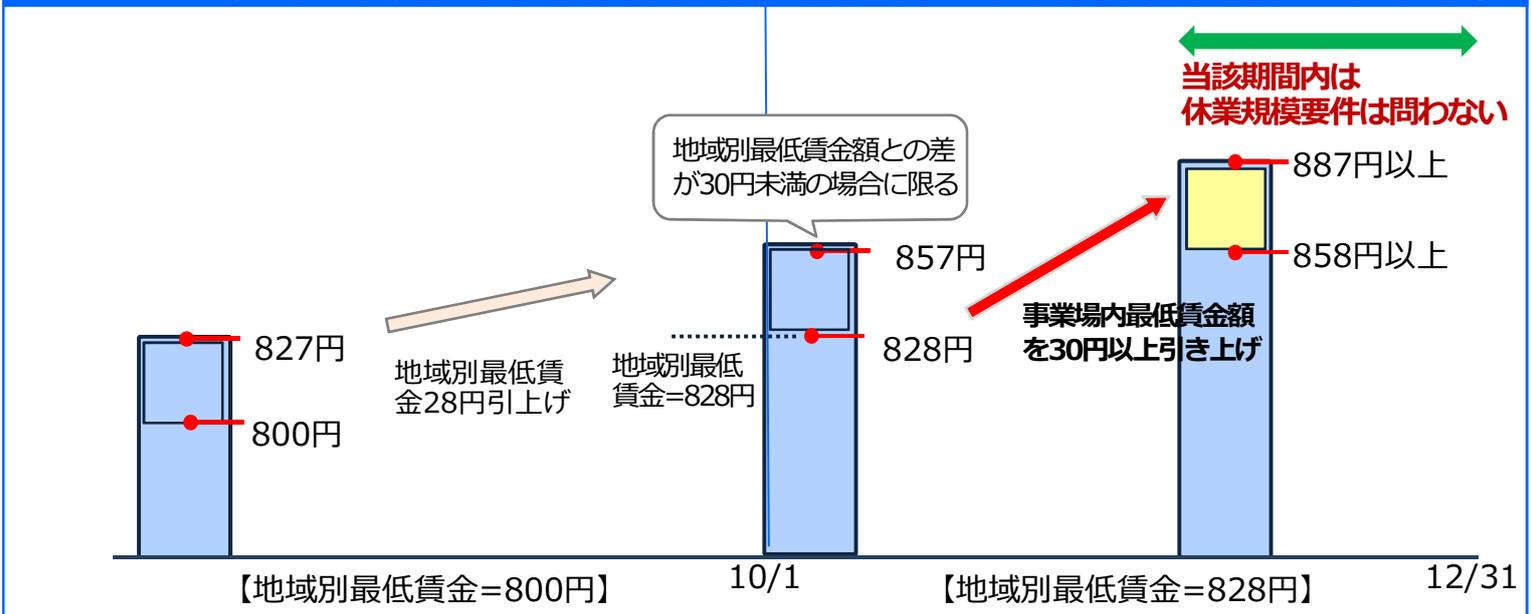
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。  
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

### (ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



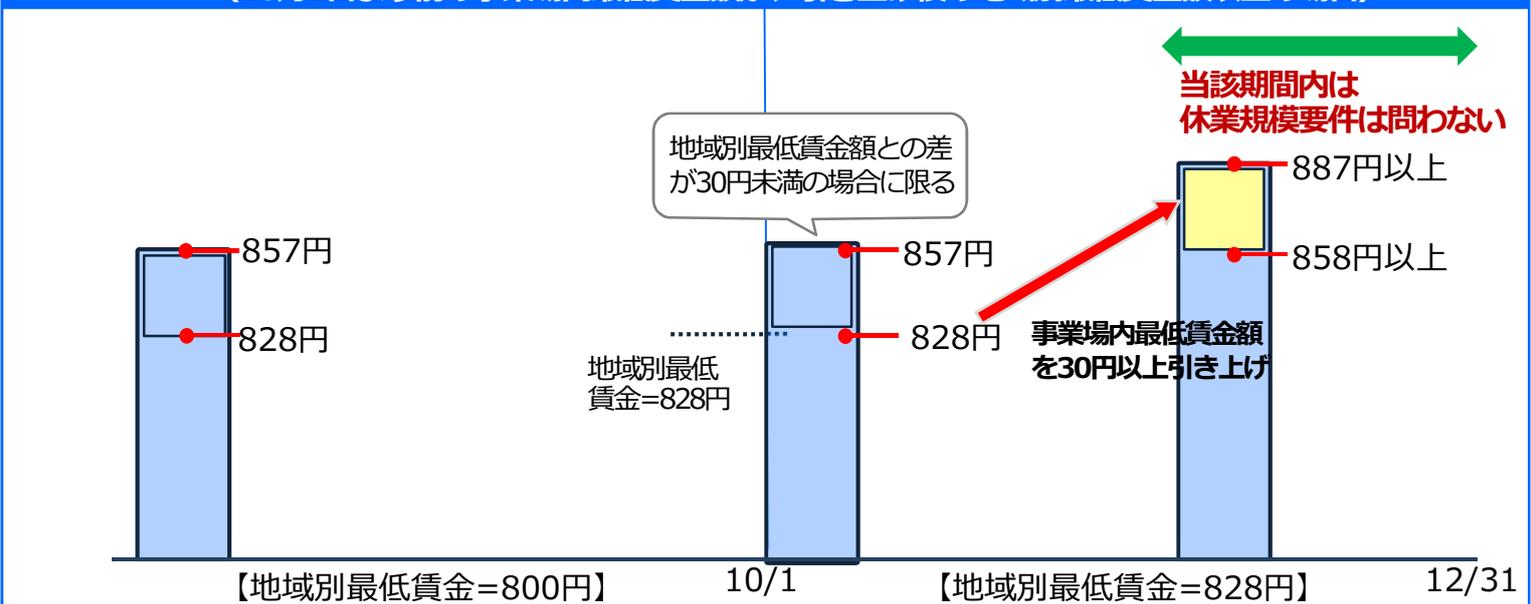
### (ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



### (ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)



# 事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

## 企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

第3回公募から新しい類型が新設されました！

### 対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

#### 必須申請要件

1. (a) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**しており、(b) 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**5%以上減少**していること。  
※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。  
(a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。  
(b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、**一体となって事業再構築**に取り組む。
3. 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**、**従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

#### 中小企業

**通常枠** 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円  
補助率 2/3 (6,000万円超は1/2)

**卒業枠\*** 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

\*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。  
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

#### 中堅企業

**通常枠** 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円  
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

**グローバルV字回復枠\*\*** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

\*\*グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

## 緊急事態宣言特別枠

必須要件1.~3.を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1~8月のいずれかの月の売上が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること(※)。

(※) 売上の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額	従業員数5人以下 : 100万円~500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数6~20人 : 100万円~1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数21人以上 : 100万円~1,500万円		

## 最低賃金枠【新設】

必須要件1.~3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること(※)。

(※) 売上の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額	従業員数5人以下 : 100万円~500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数6~20人 : 100万円~1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数21人以上 : 100万円~1,500万円		

## 大規模賃金引上枠【新設】

必須要件1.~3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上(初年度は1.0%以上)増員させること。

補助額	従業員数101人以上 : 8,000万円~1億円	補助率	中小企業 2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業 1/2 (4,000万円超は1/3)
-----	--------------------------	-----	--

## 中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

### 飲食業

#### 喫茶店経営

➔ 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

### 小売業

#### 衣服販売業

➔ 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

### 製造業

#### 航空機部品製造

➔ ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

### 補助対象経費の例

建物費(建物の建築・改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工、設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)、研修費(教育訓練費等)等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 7月30日、第3回公募を開始しました(申請受付は8月下旬開始予定)。締切りは9月21日です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00~18:00(日祝日を除く)】  
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※ gBizIDプライムの発行には、数週間程度時間を要します。本補助金の申請をお考えの方は余裕をもったID取得の申請をお勧めします。なお、申請×切りまでに取得が間に合わない方は「暫定ID」での申請も可能です(詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください)。

➔ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ 認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

➔ [https://ninteishien.force.com/NSK\\_CertificationArea](https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)



事業再構築補助金事務局HP

## 働き方改革・生産性向上のための支援

### 働き方改革・生産性向上のために

一億総活躍社会の実現のためには、「働き方改革」が必要であり、持続的な働き方改革を進めるためには、働き方改革と生産性向上を車の両輪のように進めていく必要があります。特に、沖縄県が抱える「県民所得の向上」「貧困対策」「人手不足」といった経済社会的課題を根本的に解決するためには、沖縄県内企業数の99%以上を占める中小企業・小規模事業者における「雇用の質の改善」、「生産性向上」等の取り組みが必要です。

そのため、沖縄県内の行政、労使団体、事業団体、支援機関など24機関が連携し、「働き方改革・生産性向上推進運動」を通じて、県内中小企業・小規模事業者の「働き方改革」「生産性向上」の積極的な取り組みを支援しています。

### 働き方改革・生産性向上のための支援一覧

#### 01 専門家と一緒に、働き方改革に取り組みたい

- ▶ [沖縄働き方改革推進支援センター](#)【沖縄県社会保険労務士会】
- ▶ [労働時間相談・支援班](#)【沖縄労働局】
- ▶ [働き方・休み方改善コンサルタント派遣](#)【沖縄労働局】
- ▶ [「沖縄県ワーク・ライフ・バランス推進事業」に係るアドバイザー派遣](#)【沖縄県商工労働部労働政策課】
- ▶ [「非正規労働者処遇改善事業」に係るアドバイザー派遣](#)【沖縄県商工労働部労働政策課】
- ▶ [「正規雇用化サポート・企業応援事業」に係る専門家派遣](#)【沖縄県商工労働部雇用政策課】
- ▶ [専門家派遣事業](#)【沖縄産業振興公社】
- ▶ [地域産業保健センター](#)【沖縄産業保健総合支援センター】
- ▶ [エキスパートバンク\(経営・技術強化支援事業\)制度](#)【沖縄県商工会連合会】
- ▶ [沖縄県よろず支援拠点](#)

#### 02 助成金や融資を活用し、職場環境・労働時間の改善に取り組みたい

[https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukijun\\_keiyaku/hour...](https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hour...)

「働き方改革」生産性向上のための支援 | 沖縄労働局

3/4 ページ

- ▶ [IT導入・活用に係る相談、コンサルテーション、セミナー・研修](#)【ITコーディネータ沖縄】
- ▶ [IT活用促進資金](#)（▶ [中小企業資金](#)、▶ [生業資金](#)）【沖縄振興開発金融公庫】
- ▶ [第Ⅱ期中小企業デジタル化応援隊](#)【中小企業基盤整備機構】
- ▶ [中小企業生産性革命推進事業](#)【中小企業基盤整備機構】
- ▶ [ITプラットフォーム「ここからアプリ」](#)【中小企業基盤整備機構】
- ▶ [IT経営簡易診断](#)【中小企業基盤整備機構】

#### 06 人材育成を行い、人材の確保・定着に取り組みたい

- ▶ [生産性向上支援訓練](#)【ポリテクセンター沖縄】
- ▶ [沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度](#)【沖縄振興開発金融公庫】
- ▶ [沖縄早期離職者定着支援事業](#)【沖縄労働局】
- ▶ [「正規雇用化サポート・企業応援事業」に係る研修費補助](#)【沖縄県商工労働部雇用政策課】
- ▶ [人材確保等支援助成金\(テレワークコース\)](#)【厚生労働省】
- ▶ [中小企業大学校](#)【中小企業基盤整備機構】

#### 07 業務プロセスを改善したい、事業再構築に取り組みたい

- ▶ [専門家継続派遣事業](#)【中小企業基盤整備機構沖縄事務所】
- ▶ [事業再構築補助金](#)【経済産業省】

#### 08 新しい事業とともに、経営計画を取り組みたい

- ▶ [経営革新強化支援事業](#)【沖縄県商工労働部中小企業支援課】

#### 支援機関連絡先

- ▶ [支援機関連絡先](#)

[https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukijun\\_keiyaku/hour...](https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hour...)

- ▶ [両立支援等助成金](#)【厚生労働省】
- ▶ [キャリアアップ助成金](#)【沖縄労働局】
- ▶ [雇用創出促進資金](#)【沖縄県商工労働部中小企業支援課】
- ▶ [沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度](#)【沖縄振興開発金融公庫】
- ▶ [働き方改革推進支援資金](#)（▶ [中小企業資金](#)、▶ [生業資金](#)）【沖縄振興開発金融公庫】
- ▶ [働き方改革推進支援助成金](#)【厚生労働省】
- ▶ [事業主向け雇用支援事業](#)【グジョブ相談ステーション】
- ▶ [業務改善助成金](#)【厚生労働省】

#### 03 働きやすい職場であることをアピールしたい

- ▶ [えるぼし認定\(女性の活躍推進企業\)](#)【厚生労働省】
- ▶ [くるみん認定\(子育てサポート企業\)](#)【沖縄労働局】
- ▶ [ユースエール認定\(若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業\)](#)【沖縄労働局】
- ▶ [沖縄県人材育成企業認証制度](#)【沖縄県商工労働部雇用政策課】
- ▶ [沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度](#)【沖縄県商工労働部労働政策課】

#### 04 設備導入を行い、省力化・効率化したい

- ▶ [経営力向上計画](#)【沖縄総合事務局】
- ▶ [ものづくり補助金](#)【沖縄県中小企業団体中央会】
- ▶ [小規模事業者持続化補助金](#)（▶ [沖縄県商工会連合会](#)、▶ [沖縄県商工会議所連合会](#)）
- ▶ [小規模企業対策資金](#)【沖縄県中小企業支援課】
- ▶ [新事業活動促進資金](#)（▶ [中小企業資金](#)、▶ [生業資金](#)）【沖縄振興開発金融公庫】
- ▶ [沖縄中小企業経営基盤強化貸付](#)（▶ [中小企業資金](#)、▶ [生業資金](#)）【沖縄振興開発金融公庫】
- ▶ [機械類貸与事業\(割賦・リース制度\)](#)【沖縄県産業振興公社】
- ▶ [沖縄生産性向上促進貸付](#)（▶ [中小企業資金](#)、▶ [生業資金](#)）【沖縄振興開発金融公庫】

#### 05 ITを導入し、人手不足に対応したい

- ▶ [サービス等生産性向上IT導入支援事業](#)【中小企業基盤整備機構】
- ▶ [先端IT活用促進事業](#)【沖縄県商工労働部情報産業振興課】
- ▶ [IT導入相談窓口、人手相談窓口](#)【沖縄県よろず支援拠点】

[https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukijun\\_keiyaku/hour...](https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hour...)

【沖縄労働局HP:働き方改革・生産性向上のための支援サイト】  
[https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukijun\\_keiyaku/hourei\\_seido/\\_120305\\_50.html](https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_120305_50.html)



## 業務改善助成金のご案内

202108 沖縄労働局雇用環境・均等室

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で**最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る**ための助成金です。

生産性向上のための**設備投資（機械設備、POS システム等の導入）**などを行い、事業場内**最低賃金を一定額以上**引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

- 対象事業場：①「事業内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**30円以内**」、  
②「事業場規模**100人以下**」の2つの要件を満たす事業場。

- 助成率：費用の「**4/5～9/10**」

- 本助成金については、リーフレット  
令和3年8月から  
「業務改善助成金」  
が使いやすくなります  
をご覧ください。

令和3年8月から  
「業務改善助成金」が使いやすくなります

【業務改善助成金】は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。  
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
を行った場合に、その費用の一部を助成します。

助成金の  
額

※詳しくはHP等に確認ください！

更新履歴

コース区分	引上げ率	引上げ額	助成対象事業場	助成率
20円コース	1.A	2.0万円	事業場内最低賃金 300円未満 従業員数 最大10名 ※2.0万円	4/5
	2～3.A	3.0万円		
	4～6.A	5.0万円		
30円コース	7.A以上	7.0万円	事業場内最低賃金 300円以上 従業員数 最大10名 ※7.0万円	4/5
	10.A以上(旧)	8.0万円		
	1.A	9.0万円		
45円コース	2～3.A	9.0万円	事業場内最低賃金 300円以上 従業員数 最大10名 ※9.0万円	4/5
	4～6.A	7.0万円		
	7.A以上	1.0万円		
60円コース	1.A	4.5万円	事業場内最低賃金 300円以上 従業員数 最大10名 ※4.5万円	4/5
	2～3.A	7.0万円		
	4～6.A	1.0万円		

以下2つの要件を満たす事業場  
事業場内最低賃金  
300円未満  
従業員数  
最大10名  
※4.5万円

- お問い合わせ  
業務改善助成金コールセンター  
(平日 8:30～17:15)

03-6388-6155

- 詳しくは厚生労働省のホームページに概要動画、活用事例、リーフレット、交付要綱・申請様式等が掲載されておりますのでご覧ください。

厚生労働省のホームページ

業務改善助成金

検索

沖縄労働局のホームページ



申請書の「提出先」（可能な限り郵送にてお願いいたします）

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方  
合同庁舎（1号館）3階

沖縄労働局雇用環境・均等室 ☎098-868-4403

## 最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金要件緩和説明メモ

新型コロナウイルス感染症の影響長く続いているところ、事業主の皆様には、雇用調整助成金等を活用いただき、雇用維持に努めていただいているところですが、今回、最低賃金を引き上げた中小企業に対する支援策として、雇用調整助成金<sup>(※1)</sup>の要件が緩和されていますのでご案内いたします。

最賃特例の対象企業は、雇用調整助成金の支給要件の一つである休業規模要件が緩和されます。中小企業の場合、休業日の延日数が、所定労働日の延日数の2.5%以上となる必要がありますが、業況特例<sup>(※2)</sup>、地域特例<sup>(※3)</sup>の対象となる中小企業が、事業場内最低賃金を1時間あたり30円以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの休業については、休業日が1日でもあれば支給対象となります。

(※1) 正確には、最賃特例では、雇用保険被保険者も含め「緊急雇用安定助成金」で申請。

(※2) 業況特例：売上げ等の生産指標が最近3か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少している事業主が対象。

(※3) 地域特例：緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象区域の県知事要請等を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主が対象。

但し、地域別最低賃金の発効日(10/8予定)以降に賃金を引き上げる場合、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要がありますので、発効日以前に賃金を引き上げることをお勧めします。

また、この要件緩和の対象は、地域別最低賃金との差が30円未満である事業場となりますので、沖縄県の場合、地域別最低賃金の発効日前であれば、最低賃金が792円から821円の事業場が対象となり、発効日後であれば820円から849円の事業場が対象となります。

つきましては、この取り扱いについてのリーフレットをお渡ししますので、その内容をご承知おきいただき、休業の規模が小規模の場合、この要件緩和をご利用ください。

制度の詳細については、お手数をお掛けしまして申し訳ございませんが、コールセンターへお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話番号：0120-60-3999、受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

最賃特例の説明は以上となりますが、これまでの雇用調整助成金についても、緊急事態宣言が延長されたことなどにより、9月末までとしている現在の助成内容を、現時点では11月末まで継続する予定となっています(12月以降の取扱は10月に決定予定)。厳しい状況が続いていますが、雇用調整助成金等を活用いただき、引き続き、従業員の雇用維持に努めていただきますようお願いいたします。

## 事業再構築補助金に係る周知・利用勧奨説明メモ

●この補助金はコロナの影響で厳しい状況にある中堅・中小企業や個人事業者等の「思い切った新たな取組」を支援するものです。

●例えば、

- ①飲食業で喫茶店を経営している方で「飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施」
- ②宿泊業を営んでいた方が、「在宅勤務者等をターゲットとして、客室の大半を改修し、新たにコワーキングスペースの運営を開始する」
- ③タクシー事業を営んでいる方が、「新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始する」

取り組みに対して、従業員規模や要件に応じて最大 8,000 万円までの補助を得ることができるものです。

●特に、最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上<sup>(※)</sup> いれば、補助率を 3/4 に引き上げ（通常枠は 2/3）、また、他の申請枠（緊急事態宣言特別枠、大規模賃金引上枠）に比べて補助金が受けられる確率が高くなります。

（※）2020 年 10 月から 2021 年 6 月の間で、3 カ月以上最低賃金（沖縄は 792 円）+30 円以内で雇用している従業員が全従業員の 10%以上

●事業再構築補助金のリーフレットをお渡ししますので、コロナの影響を受け、新たな取組を検討中の場合は、この補助金の利用を是非ご検討ください。

なお、今回（第 3 回目）の補助金申請の公募は 9 月 21 日までとなっておりますが、今後、第 4 回、第 5 回がある予定と聞いております。

●この補助金についてより詳しくお聞きになりたい場合は、お手数をお掛けして申し訳ございませんが、以下のいずれかにお問い合わせください。

- ①事業再構築補助金事務局コールセンター

受付時間 9 : 00～18 : 00（日祝日を除く）

電話番号【ナビダイヤル】 0570-012-088

【IP 電話用】 03-4216-4080

②内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課

受付時間 8 : 30～17 : 15（土日祝日を除く）

電話番号 098-866-1730（直通）